

## 未利用普通財産分類結果

令和4年4月1日現在

### 区分 A

条件整備が整っており、公有財産利活用検討委員会及び用地取得等調整会議で審議、決定後、一般競争入札等により、随時に売却処分が可能である財産  
※現地建て看板、広報紙、ホームページ等に広く売却情報を公開し、一般競争入札等により、順次、売却処分を行う。

| 番号 | 所在地       | 地目 | 面積     | 備考 |
|----|-----------|----|--------|----|
| 1  | 代宿 56 番 1 | 宅地 | 182.40 |    |

### 区分 B

条件整備に必要な事務を完了すれば、売却処分が可能と見込まれる財産  
※境界等に問題のない測量など、作業進捗が予測できる事務を残す場合は、速やかに対処し、区分 A への移行を目指す。

| 番号 | 所在地 | 地目 | 面積 | 備考 |
|----|-----|----|----|----|
|    |     |    |    |    |

### 区分 C

条件整備に必要な問題が解決していないなど、売却処分までに相当の準備期間が見込まれる財産  
※財産処分に必要な接道要件、境界確定、不法占拠、立地条件、形状等の問題解決に着手する。問題の難易度や処理経過により区分を変更し、処分又は利活用の再検討を行う。

| 番号 | 所在地              | 地目 | 面積     | 備考 |
|----|------------------|----|--------|----|
| 1  | 神納 1932 番 他 1 筆  | 宅地 | 957.21 |    |
| 2  | 上泉 634 番 1 他 2 筆 | 宅地 | 339.77 |    |

### 区分 D

利用目的について協議の上取得したものであり、売却処分が可能か調査・検討する必要があるため、当分の間、貸付として位置づけられる財産  
※区画整理組合などから利用目的を協議の上取得したもの等であり、取得に至るまでの経緯調査や処分等に係る調整・検討を行う。

| 番号 | 所在地                   | 地目 | 面積     | 備考 |
|----|-----------------------|----|--------|----|
| 1  | 長浦駅前 6 丁目 13 番 6      | 宅地 | 123.63 |    |
| 2  | 長浦駅前 6 丁目 17 番 12     | 宅地 | 163.95 |    |
| 3  | 長浦駅前 8 丁目 4 番 9 他 1 筆 | 宅地 | 497.21 |    |
| 4  | 滝の口 306 番 93          | 山林 | 256.00 |    |

### 区分 E

今後、利活用する予定があることから、利活用方法が決定するまでは、民間等へ貸付として位置づける財産

※各課等へ利活用調査を実施した結果、今後、利活用予定がある又は検討していると報告があった財産であり、事業担当課と協議・調整を行う。

| 番号 | 所在地 | 地目 | 面積 | 備考 |
|----|-----|----|----|----|
|    |     |    |    |    |

## 区分F

100㎡を超える土地であるが、条件整備が困難であり、隣接地権者以外には利用が困難など、市場性が低いことから継続保有が見込まれる財産

※山林、原野又は斜面などを形成しているなど立地条件が悪いことや、現況と公図（赤道、青道が含まれているなど）が、相違しているため、相当の調査を要する。維持管理費と比較検討しながら、売却・貸付等の弾力的な取扱いを検討し、遊休化を防ぐ。

| 番号 | 所在地              | 地目 | 面積     | 備考 |
|----|------------------|----|--------|----|
| 1  | 久保田 50 番 2 他 2 筆 | 山林 | 379.00 |    |

## 区分G

100㎡以下の土地で、隣接地権者以外には利用が困難など、市場性が低いことから継続保有が見込まれる財産

※100㎡以下の狭小地、不整形又は袋地等であり、隣接地権者以外による利用が困難である。これらの財産については、隣接地権者等から取得要望等があった場合は、随意契約による売却等を検討する。

| 番号 | 所在地             | 地目  | 面積    | 備考 |
|----|-----------------|-----|-------|----|
| 1  | 神納 928 番 2      | 雑種地 | 3.97  |    |
| 2  | 奈良輪 15 番 1      | 雑種地 | 84.00 |    |
| 3  | 奈良輪 2 丁目 1 番 16 | 宅地  | 16.01 |    |
| 4  | 百目木 509 番 1     | 原野  | 95.00 |    |